施術所開設届書について

1 施術所を開設した者は、開設後10日以内に保健所長宛に届書を2部提出してください。

2部提出された届書は、1部は保健所への届出、1部は控えとして本人に お渡しします。(貴所の来歴を記録するものとして、大切に保管してください。)

- 2 <記載上の注意事項>
 - ※ の欄は、記入しないでください。

【施術所開設届書】

◇ 開設者が個人の場合、(法人名称) 欄は空欄にしてください。

【施術所の名称等①~⑦】

- ◇ 欄外施術所No.の欄は、記入しないでください。
- ◇ 「⑦業務に従事する施術者」欄は免許を持って施術する人全員について書いてください。

【構造設備の概要及び平面図⑧】

- ◇ 平面図には消毒設備及び換気装置の場所を必ず記入してください。
- ◇ 各室毎の寸法を必ず記入してください。
- ◇「備考」欄は、記入しないでください。
- ◇ 別に図面がある場合は、"別紙のとおり"と記入してください。
 - ※ 欄外の(注意)を、参照してください。

【敷地周囲の見取図】

住宅地図等の写しを"別紙のとおり"とし添付いただいても結構です。

- 3 <添付書類>
 - ◇ 開設者が法人である場合は登記事項全部証明書の写し(原本も持参してください。)
 - ◇ 免許証の写し(ただし、免許証の原本も持参してください)
 - ◇ 開設者(法人を除く)、施術者について、運転免許証等で本人確認をしますので、運転免許証等 身分を証明できる書類の写しを添付し、原本を持参してください。
 - ※◇「遅延理由書」
 - ※ 開設日から10日以上経過しているときは、「遅延理由書」も必要(2部)。
- 4 <備 考>

【施術所の名称】

○「○○療院」、「○○治療所」など、医療機関と紛らわしい名称は認められません。

【業務範囲】

○ 施術所内で整体、カイロなど他の医業類似行為を行うことはできません。

また、施設の区画、使用する器具類、広告等を共有することはできませんのでご注意下さい。

【広告の制限等の関係通知をご参照ください】

- 「広告取締に関する件」(昭和24年医収第589号)
- 「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用について」(昭和 26 年医収第 560 号)
- 「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第7条の広告について」(昭和27年医収第14号)
- 「医業類似行為施術所の名称について」(昭和31年医収第1502号)

様式1

施術所開設届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

ı		
開設者住所		
(法人にあっては、	主たる事務所の	所在地)
(法人名称)		
開設者氏名		
(法人にあっては、	名称及び代表者	奇の職氏名)
TEL ()	_
FAX ()	_

別紙のとおり施術所を開設したので、(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第 1項、柔道整復師法第19条第1項)に基づき届出します。

- 注) 1 施術所等を開設した場合、この届出を開設後10日以内に保健所あて提出すること。 (提出用と控えの2部提出すること。)
 - 2 従事する施術者の免許証の写し(A4サイズに縮小)を添付すること。 また、免許証の原本を持参すること。
 - 3 開設者が法人である場合は登記事項全部証明書の写し(原本も持参してください。)を添付すること。
 - 4 開設者(個人の場合)、施術者について、運転免許証等、身分を証明できる書類の写しを添付すること。 また、原本を持参すること。

様式1 - 1

① 施術所の名称		(ふりがな)				
② 施術所の所在地		Ŧ		TEL (FAX ()	
③ 開設者の氏名						
④ 開設者の住所	開設者の住所 〒					
⑤ 業務の種類(該当項目を○で	(1)あん摩 ○で囲む) (3)はり (5)柔道整復		(2)マッサージ若しくは指圧 (4)きゅう			省王
⑥開設年月	日		令和	年	月	日
⑦ 業務に従事する	⑦業務に従事する施術者					
氏 名	(あん摩マ	許証の名称 ・ッサージ指圧師、はり ・う師、柔道整復師		绿年月日、 小庁、登録番	号	目の状態(全盲・半盲)
	.,, .,		昭·平·令 厚生労働省 第	年 月 ・ () : 号		
			昭・平・令 厚生労働省 第			
			昭·平·令 厚生労働省 第	• ()		
			昭・平・令 厚生労働省 第	• ()		

- 注) 1 法人開設の場合、開設者の住所欄に、法人の主たる事務所の所在地、開設者氏名欄に法人の名称及び代表者の職、氏名をそれぞれ記入してください。
 - 2 従事する施術者欄の「目の状態」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による資格を持っている場合のみご記入ください。

⑧ 構造設備の概要及び平面図					
平面図					
構造設備の概要					
待合室		m²			
施術室		m²	ベッド	台	
換気部分(開放面積)		m²	換気装置	有•無	
消毒設備(はりを施そうとする					
ときは、はり、手指及び施術の局部					
を消毒するものも)					
敷地周囲の見取図					

(施術所の構造設備基準)

- 1. 6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 2. 3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。
- 3. 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4. 施術に用いる器具、手指等の消毒設備も有すること。

(注)

- 1. 施術所平面図においては、<u>各室の面積が計算できるよう縦、横の寸法</u>、各室の<u>窓の位置</u>及び<u>縦、横の寸法</u>並びに 換気扇の位置、空調設備、消毒設備の位置を記入してください。
- 2. 施術所平面図は、この用紙に記入するか貼付する。
 - ※ 建物の一部を使用する場合は建物全体の平面図も添付すること。
- 3. 図面上に各室の室名、用途等を記載すること。
- 4. 敷地周囲の見取り図については、別紙として、住宅地図の写しを添付してもよい。